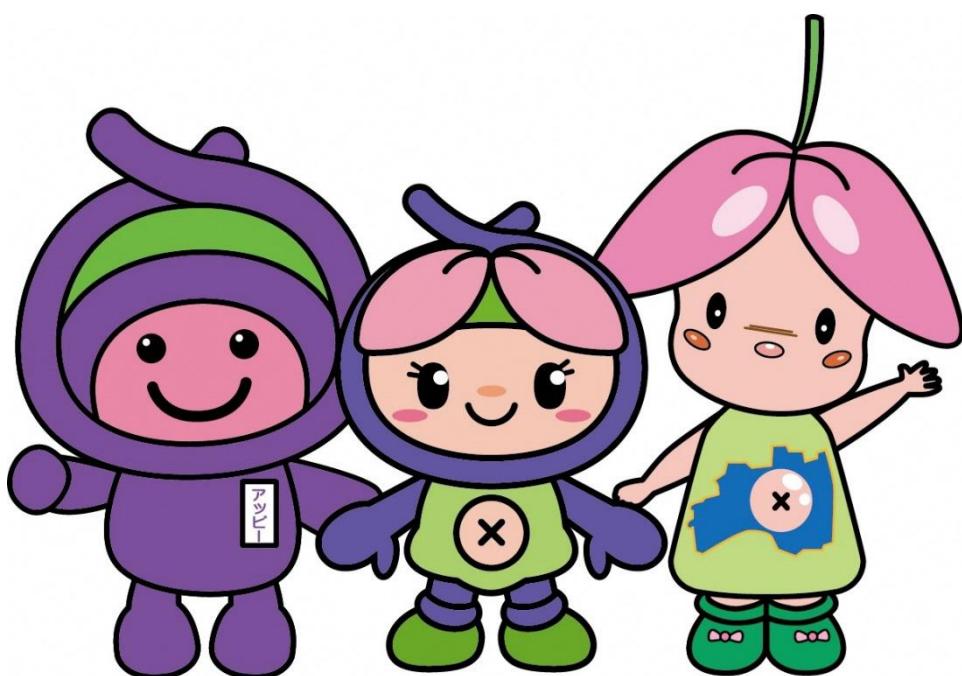


令和 8 年度  
本宮市放課後児童クラブ  
利用案内



本宮市教育委員会  
教育部幼保学校課

令和 7 年12月版

## 1 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者が仕事などで日中家にいない小学校就学児を対象に、授業の終了後に適切な遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

## 2 運営主体

本宮市が設置し、本宮市社会福祉協議会が運営しています。

## 3 利用要件

本宮市内の小学校に就学予定の児童であって、児童の保護者が、次の「保育に欠ける要件」の項目のいずれかに該当することにより、児童を保育することができないと認められる場合に利用できます。

- ・月に8日以上仕事をしていること
- ・妊娠中である、または出産後間がないこと
- ・病気やけがをしている、または精神や身体に障がいがあること
- ・同居の親族や長期間入院している親族を、常時介護、または看護していること
- ・震災、風水害、火災などの災害の復旧に当たっていること
- ・教育施設や職業訓練に通っていること

※同一住所に祖父母がいる場合は、祖父母も上記保育に欠ける要件が必要です。

(世帯が別であっても、住所が同じ場合は必要です。)

## 4 利用時間

放課後児童クラブは、授業時間終了後から開始します。延長保育時間は18時～19時です。また、長期休業期(春休み・夏休み・冬休み)は、1日保育を行います。

	通常期間 通常期間	土曜日・ 長期休業期(夏休み等)	延長利用
利用時間	授業終了後～18:00	7:00～18:00	18:00～19:00

※日祝日、お盆期間(8月14～16日)、年末年始(12月29日～1月3日)は閉館日です。

## 5 利用形態

月額利用と臨時利用の2種類があります。

### ●月額利用

「保育に欠ける要件(3 利用要件)」のいずれかに該当する場合に利用できます。

年度途中で利用を希望する方は、定員に空きがある場合は可能です。

### ●臨時利用

通常は児童を保育することができるご家庭で、一時的に「保育に欠ける要件(3 利用要件)」のいずれかに該当する場合に利用できます。(同居祖父母の利用要件の確認は行いません。)

原則として、月8日間の利用を限度とします。

## 6 放課後児童保育料

放課後児童クラブを運営するために、負担金として放課後児童保育料を納付いただきます。保育料は、保護者の市民税の課税状況に応じて減免制度があります。詳しい金額は下表のとおりです。

### ●月額利用の場合

市民税課税状況等		保育料	延長利用
(1)	市民税課税世帯	月額 7,000 円	月額 2,000 円 日額 100 円
(2)	市民税所得割非課税世帯	月額 5,000 円	
(3)	市民税非課税世帯	月額 2,000 円	
(4)	生活保護受給世帯	0 円	

※保護者が祖父母等の扶養に入っている場合は、祖父母等の課税状況も確認します。

※納付書発送時期:4~8月分→4月(一括送付)/9~3月分→9月(一括送付)

※月額保育料は、1ヶ月の間で1日も利用しなかった場合でも発生します。

また、月額保育料を日割りすることはありません。

### ～保育料算定方法～

- ・令和8年4月～令和8年8月分の放課後児童保育料→令和7年度の市民税課税状況
- ・令和8年9月～令和9年3月分の放課後児童保育料→令和8年度の市民税課税状況

### ●臨時利用の場合

保護者の市民税課税状況にかかわらず、日額500円。延長利用は日額100円。

毎月の利用日数が確定後(月末締)、翌月に納付書を送付します。

## 7 申込等手続き一覧

手続き名	手続き内容	添付する書類	申請期限	オンライン申請
放課後児童保育利用申込【4月当初】	4月から月額で利用希望する場合	保護者および同居祖父母の保育に欠ける要件に該当する証明書類	令和8年1月23日(金)まで	原則、オンライン申請
放課後児童保育利用申込【年度途中随時】	月額で利用希望する場合	保護者および同居祖父母の保育に欠ける要件に該当する証明書類	利用予定日の 2週間前まで	非対応(申込書を各児童クラブへ提出)
臨時放課後児童保育利用申込	臨時に利用希望する場合	保護者の保育に欠ける要件に該当する証明書類	利用予定日の 3日前まで	非対応(申込書を各児童クラブへ提出)
放課後児童保育利用解除	月額利用を解除する場合(臨時利用に切り替える場合も含む)	不要	解除したい月の 月末まで (翌月分から適用)	非対応(解除届を各児童クラブへ提出)

※申請等様式は各児童クラブに用意しております。

※「放課後児童保育利用解除届」の提出が月末を過ぎた場合、当月分の保育料がかかりますので十分ご注意下さい。

## 《年度途中での利用形態の切替について》

年度途中で、当初申請時と状況が変わり(退職など)、家庭保育ができる場合には、申請事由の変更があった月で利用解除いただきます。

利用要件に該当しなくなった場合は直ちに児童クラブへ申し出るとともに、利用解除を届け出て下さい。(求職活動を行う方は、臨時利用を申込して下さい。)

### ●年度途中切替の一例

4月	7月	必要な書類
月額利用	臨時利用	「放課後児童保育利用解除」+「臨時放課後児童保育利用申込」 (保護者等の就労証明書等添付書類は再度提出不要)
臨時利用	月額利用	「放課後児童保育利用申込」 (保護者等の就労証明書等添付書類は再度提出必要)

※いずれの場合でも月途中の利用形態の切替は不可。

## 《世帯状況の変更について》

世帯状況の変更（転居・婚姻等）があった場合は、保育料が変更となる可能性があり、提出いただく書類がありますので、放課後児童クラブへ申し出て下さい。

世帯構成の変更に伴い保育料が減額する場合は、原則、書類提出日の翌月から適用となります。

## 8 申込から利用までの流れ

### ●月額利用の場合

#### 【4月当初申込】

- ①申込期限までにオンライン申請で利用申込  

- ②市が利用要件の確認を行い、利用承諾  

- ③保護者宛に利用承諾通知が届く(3月上旬予定)  

- ④3月中に各児童クラブで保護者説明会を開催  

- ⑤4月～利用開始

#### 《注意事項》

定員を上回る申込があった場合には、学年による入所制限を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 【年度途中からの申込】

- ①児童クラブへ利用申込  

- ②市が利用要件の確認を行い、利用承諾  

- ③保護者宛に利用承諾通知が届く  

- ④保護者から放課後児童クラブへ連絡をし、利用にあたっての説明を受ける  

- ⑤利用予定日から利用開始

### 《随時申込の注意事項》

利用開始までの手続きの関係上、余裕をもった申込書および添付書類の提出をお願いいたします。また、定員を上回る申込があった場合には、学年による入所制限を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## ●臨時利用の場合(新規の方)

- ①児童クラブへ利用申込  

- ②市が利用要件の確認を行い、利用承諾  

- ③保護者宛に利用承諾通知が届く  

- ④保護者から放課後児童クラブへ連絡をし、利用にあたっての説明を受ける  

- ⑤利用予定日から利用開始

## 9 必要な添付書類

保護者および同居祖父母の保育に欠ける要件を証明する書類として、該当するものを準備いただき、申込時に添付してください。

保育に欠ける要件	添付書類
就労	就労証明書 (被雇用者の場合、勤務先の担当者が記入してください。)
妊娠・出産	出産予定日の分かる母子手帳の写し
病気・けが	保育ができないことを証明する医師の診断書等
心身の障がい	心身障がいであることが分かる書類(障害者手帳未発行の場合は、保育ができないことを証明する医師の診断書等)
同居家族の看護・介護	被看護・介護者の要介護度の分かる介護保険証の写し、または看護・介護が必要であることを証明する医師の診断書等
災害復旧	罹災証明書等
就学(学校教育法上の教育施設)	通学・就学証明書
職業訓練(職業能力開発促進法上の施設において行う職業訓練)	職業訓練施設の在所証明書

## 10 オンライン申請

年度当初(4月利用開始分)の月額利用申請は、原則オンライン(電子)申請とします。

デジタル庁の「マイナポータル(ぴったりサービス)」を通じて受け付けします。

マイナンバーカードがなくても電子申請可能です。

申請にあたっては、必要な事項を漏れなく入力していただき、添付書類は不備のないようご確認のうえ申請してください。

申請内容に不備があった場合は、後日、個別に連絡させていただくこともあります。

電子申請が難しい場合は、幼保学校課(24-5446)までご相談ください。

●申込ページはこちら→[本宮市「放課後児童クラブの利用申込」](#)

(右の二次元バーコード読み取りも可能です) ➔



## 11 放課後児童保育料の未納について

**放課後児童保育料が未納となっている方は、利用承諾ができません。**(既に利用を解除している兄弟姉妹の未納分を含みます。)

分納誓約が履行されていない場合も、利用承諾ができません。

未納が発生している場合は、市役所税務課より督促状が届いているため、未納保育料がないことを確認のうえ、申請してください。

また、利用承諾後に未納の状態が続く場合は、年度の途中でも利用解除となることがありますので、ご留意ください。

## 12 児童クラブ一覧

各小学校区に児童クラブを開設しています。通学する小学校区に応じた児童クラブを利用いただきます。

クラブ名	実施場所	電話番号
もとみや放課後児童クラブ	本宮小学校内	090-2027-9248
まゆみ放課後児童クラブ	本宮まゆみ小学校内	090-4495-6468
五百川放課後児童クラブ	五百川小学校内	080-6052-4423
岩根放課後児童クラブ	岩根小学校内	080-9071-3585
和田放課後児童クラブ	白沢公民館和田分館	080-6052-4424
糠沢放課後児童クラブ	白沢公民館糠沢分館	080-6671-9937
白岩放課後児童クラブ	白岩コミュニティーセンター	080-6052-4422

※土曜日の開設場所は、もとみや・まゆみ・五百川・岩根放課後児童クラブは「本宮まゆみ小学校内」(予定)、

和田・糠沢・白岩放課後児童クラブは「白沢公民館糠沢分館」に集約して実施しています。

土曜日の開設場所については、変更になる場合がございますのでご了承ください。

### 《問い合わせ》

本宮市教育委員会 教育部 幼保学校課 幼保教育係

Tel0243-24-5446